

令和5年8月4日

県立学校長 様

保健体育課長
生徒指導課長
高校教育課長
特別支援教育課長

学校教育活動における熱中症事故防止について（通知）

このことについて、令和5年4月28日付け文部科学省通知「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」、令和5年5月12日付けスポーツ庁通知「熱中症事故の防止について（依頼）」に基づき、対応いただいています。

今般、山形県において、部活動の帰宅中における中学生の死亡事案（熱中症疑い）が発生したことに伴い、文部科学省・スポーツ庁から、令和5年7月31日付け「事件・事故情報の共有・注意喚起について」が通知されましたので、別添のとおり情報共有します。

また、熱中症を予防するためには、暑さ指数（WBGT）等を活用して、熱中症の危険性を適切に判断することなどが重要であり、これまでも公益財団法人日本スポーツ協会の『熱中症予防運動指針』を参考に、特に体育の授業やクラスマッチなどの中止や延期、内容の変更等の対応をお願いしてきたところですが、今年度、最高気温35度以上の日が続き、県内でも「熱中症警戒アラート」が発令されていることから、今後は、各学校において下記のとおり熱中症事故防止を徹底してください。

記

- 1 暑さ指数（WBGT）に基づいた対応
 - （1）活動場所の暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合
⇒「運動は中止する」
 - （2）活動場所の暑さ指数（WBGT）が28℃以上31℃未満の場合
⇒「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」
 - （3）部活動における各種大会への参加
⇒「大会主催者の指示に従う」
- 2 学校における体制整備
 - （1）活動場所や活動時間ごとに、暑さ指数（WBGT）を測定し、記録のうえ関係する教職員へ伝達すること。
 - （2）暑さ指数（WBGT）に応じた、運動や各種行事の指針（判断基準や判断者）等を設定し、学校の「危機管理マニュアル」等に定めること。
 - （3）設定した運動や各種行事の指針等に基づき、実施の判断や内容変更、中止や延期等について、日々、誰が、どのタイミングで決定し、伝達するか等の体制を整備すること（熱中症警戒アラート発表時の対応含む）。

【事務担当】

保健体育課 横山 勝規 TEL 059-224-2973
 生徒指導課 山本 勇人 TEL 059-224-2332
 高校教育課 谷奥 茂 TEL 059-224-3002
 特別支援教育課 遠藤 純子 TEL 059-224-2961

参考：環境省「熱中症環境保健マニュアル2022」

表1-1 暑さ指数(WBGT)に応じた注意事項等

暑さ指数 (WBGT)による 基準域	注意すべき生活 活動の目安 ^{#1}	日常生活における 注意事項 ^{#1}	熱中症予防運動指針 ^{#2}
危険 31以上	すべての生活 活動でおこる 危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
嚴重警戒 28以上 31未満		外出時は炎天下を避け室内では室温の上昇に注意する。	嚴重警戒(激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
警戒 25以上 28未満	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休息を取り入れる。	警戒(積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
注意 25未満	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。	注意(積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。

^{#1} 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3.1」(2021)

^{#2} 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)